

## 本山町地方創生移住支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 本山町は、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び本山町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本山町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、高知県と共同して行う高知県地方創生移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本山町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、高知県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (交付金額)

第2 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満のもの一人につき30万円を上限として加算する。

### (対象者要件)

第3 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)、又は(4)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(5)の要件を満たす申請者を対象とする。

#### (1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

##### (ア) 移住元に関する要件

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- ③ a 及び b においては、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

##### (イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成31年4月1日以降に本山町に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

- ③ 本山町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 本山町民税及び高知県民税の滞納がないこと。
- ④ その他高知県又は本山町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件

1年以内に高知県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4 移住支援金の申請者は、申請書（様式1）、移住先の就業先の就業証明書（様式2）及び本人確認書類に加え、第3（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）、又は（4）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（5）の要件を満たすことを証する書類を本山町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5 本山町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式3）により、当該申請者に通知する。（ただし、申請者が、暴力団員等（本山町暴力団排除条例（平成23年本山町条例第3号）第11条に規定する暴力団員等をいう。）であると認められるときを除く。）

審査の結果支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

本山町長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下、「受給者」という。）が、別表第1の（2）の各要件のいずれかに該当しない事項が認められ

たときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として、高知県及び本山町長が認めた場合は、この限りではない。

(支援金の交付)

第6 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願(様式4。以下「再交付願」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8 町長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書〔再交付〕(様式3)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9 高知県及び本山町は、高知県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、高知県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10 本山町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、第1号(イ)又は第2号の場合であって、本山町に1年以上居住し、転出先が高知県内の市町村である場合は、転出前に別記様式5により転出届を提出することにより、補助金の全額又は半額の返還を免除することができる。なお、転出後、さらに高知県内の別の市町村に転出する場合も同様とし、以後、転出のたびに同様の取扱いとする。また、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして高知県及び本山町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した本山町から転出した場合

(ウ) (就業の場合のみ該当) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した本山町から転出した場合

(受給者の協力)

第12 申請者は、高知県又は本山町(第7条ただし書に該当して高知県内に転出した場合は、居住している市町村)から、受給者の就業及び居住等の実態について報告又は立入調査を求められた場合は、協力しなければならない。また、受給者が報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、第10条に規定する補助金の返還請求を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第13 第1条で定める高知県地方創生移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、受給者の個人情報(住所、世帯情報、就業先情報、補助金返還情報等)について、高知県、高知県内の市町村、他の道府県(市区町村を含む)及び国に提供し、又は確認することができる。

(情報の開示)

第14 前条の情報に関して、本山町情報公開条例(平成13年本山町条例第2号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(雑則)

第15 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、高知県と本山町長が協議して別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条、第8条、第9条並びに第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後要綱は、施行日以降の転入者について適用し、適用日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 同要綱第3の(1)(ア)③の規定は、令和3年3月10日以降の転入者について適用し、適用日前の転入者については、なお従前の例による。
- 3 同要綱第3の(2)2)及び(3)の規程は、令和3年4月1日以降の転入者から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月6日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 同要綱第2の1の規定は、令和4年4月1日以降の転入者について適用し、適用日以前の転入者については、なお従前の例による。